

八王子市 福祉部
物価高騰対策給付金担当

令和 6 年度八王子市調整給付金(定額減税補足給付金)にかかわる
ご案内について(住宅ローン控除の適用を受けている方へ)

本市では、令和6年度個人住民税と令和6年分所得税における定額減税を全額受けられないと見込まれる方に、その差額を「調整給付金」として支給することとしております。住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けている方につきましては、令和6年分所得税額の推計が困難であることから、調整給付金の額を算定することができません。令和6年分の所得税が確定した後に、令和7年度に実施予定の不足額給付で給付することとなります。

詳細は、八王子市ホームページに掲載していますので、下の二次元コードからご確認をお願いします。

このご案内は、住宅ローン控除の適用を受けている方にお送りしています。不足額給付の対象とならない方(例:令和5年中に住宅ローン控除適用が終了した方など)につきましては何卒ご容赦いただきますよう、よろしくお願いします。



【調整給付金・問い合わせ先】

八王子市 調整給付金コールセンター

電話 0120-885-034

平日 午前8時30分～午後5時15分